平成２８年（フ）第１６号
千葉県銚子市台町1865番地の７、申立時の住所千葉県銚子市三崎町１丁目273番地の１
債務者　加藤　衣絵（旧姓永島）
１　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３４号
千葉県旭市三川4406番地
債務者　榎本　昌代
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
和歌山県御坊市湯川町富安1862番地13
債務者　水田八江美
１　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第６号
徳島県三好郡東みよし町加茂4295番地１、前住所大阪府枚方市長尾家具町２丁目15番地の150
債務者　山本　　浩
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第５号
岩手県遠野市早瀬町２丁目４番10―３　早瀬住宅53―03号、旧住所盛岡市桜台２丁目21番１号
債務者　菊池　広子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平313番地９、前住所仙台市泉区八乙女中央４丁目２番40号　栗原アパート201
債務者　佐々木久二男
１　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上野原456番地32
債務者　相川　春美
１　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
福島県西白河郡西郷村大字米字向原２番地１パナハイツ小針Ｄ―202
債務者　神山　千明
１　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
神戸市中央区東雲通３丁目２番11―106号
債務者　竹中　　香（旧姓梅木）
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８５号
兵庫県神戸市中央区筒井町１丁目１番１―1006号
債務者　下坂　洋子
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９７号
神戸市兵庫区湊町１丁目２番10号　グランド大栄403号
債務者　正岡　幸夫
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４号
広島県三原市本郷南３丁目11番23号
債務者　大年　文夫
１　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１６号
広島県尾道市因島土生町64番地、住民票上の住所愛媛県今治市伯方町木浦甲1442番地６
債務者　白石　瑞穂
１　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２８号
愛媛県四国中央市妻鳥町1680番地１　寺尾ハイツ201号
債務者　川村　祐樹
１　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２９号
愛媛県四国中央市妻鳥町1680番地１　寺尾ハイツ201号
債務者　川村　美穂
１　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１０号
長崎県雲仙市国見町土黒甲９番地２
債務者　植木ひとみ
１　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
宮崎市下北方町牟夕田1159番地９　ふたばコーポ101号、住民票上の住所宮崎市波島１丁目11番１号
債務者　武野紗恵理
１　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
宮崎地方裁判所破産係